



JASDAQ

2015年4月9日

各 位

会 社 名 株式会社サンデー
代表者名 代表取締役社長 川村暢朗
(コード番号7450 東証JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 成澤真一
(電話 0178-47-8511)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設される監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を2015年5月21日開催予定の第41期定時株主総会での承認を条件に決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る目的で、変更するものであります。

(2) 移行の時期

2015年5月21日に開催を予定している当社第41期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業展開等を勘案し、現行定款第2条について事業目的の追加を行うものであります。
- ② 2014年6月27日公布の「会社法の一部改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」といいます。)が本年5月1日に施行されることに伴い、新たに創設される監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。
- ④ その他、全般にわたり、字句の修正、条数の修正、構成の整理などを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2015年5月21日

定款変更の効力発生日（予定） 2015年5月21日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 自動車部品、自動車用品の販売及び自動車の修理及び整備</p> <p>7. ～8. (条文省略)</p> <p>9. ペット用品、ペット用医薬品、園芸植物、園芸用機器、園芸用品、肥料、飼料、農薬の販売</p> <p>10. ～12. (条文省略)</p> <p>13. 食料品、菓子、米穀、酒類、塩、煙草、収入印紙、郵便切手の販売</p> <p>14. ～20. (条文省略)</p> <p>21. テレホンカード及び映画・演劇・催物等の入場券の受託販売</p> <p>22. ～23. (条文省略)</p> <p>24. 金銭の貸付業</p> <p>25. ～29. (条文省略) (新 設)</p> <p>30. 遊技場の経営</p> <p>31. 飲食店の経営</p> <p>32. カタログによる通信販売業</p> <p>33. インターネットによる通信販売業</p> <p>34. 自転車類、機械工具類、道具類、CD・DVD、書籍の買取りおよび販売 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>自動車</u>、自動車部品、自動車用品の販売及び自動車の修理及び整備</p> <p>7. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>ペット</u>、ペット用品、ペット用医薬品、園芸植物、園芸用機器、園芸用品、肥料、飼料、農薬の販売</p> <p>10. ～12. (現行どおり)</p> <p>13. 食料品、菓子、米穀、酒類、塩、煙草、収入印紙、郵便切手、<u>商品券</u>の販売</p> <p>14. ～20. (現行どおり)</p> <p>21. <u>宝くじ</u>、テレホンカード及び映画・演劇・催物等の入場券の受託販売</p> <p>22. ～23. (現行どおり) (削 除)</p> <p>24. ～28. (現行どおり)</p> <p><u>29. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び倉庫業</u></p> <p>30. 遊技場、<u>飲食店</u>の経営 (削 除)</p> <p>31. カタログ、<u>インターネット</u>による通信販売業 (削 除)</p> <p>32. 自転車類、機械工具類、道具類、CD・DVD、書籍の買取り<u>及び</u>販売</p> <p><u>33. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒体及びクレジットカード取扱業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>35. (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条 (員 数)</p> <p>当社の取締役は、13 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>34. 電子マネー、電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売</u></p> <p><u>35. 公共料金等の収納代行業務及び通信販売等に関する代金の受託収納代行</u></p> <p>36. (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 5 条 (機関)</u></p> <p><u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載 <u>又は記録</u>された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 (員 数)</p> <p>当社の <u>監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> 以外の取締役は、13 名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員は、5 名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 18 条 (選任方法) (条文省略) (新 設)</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 20 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 21 条 (取締役会の設置) <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名のほか、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第 19 条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p><u>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員と監査等委員以外の取締役とを区別してしなければならない。</u></p> <p>③～④ (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (任 期) <u>監査等委員以外</u>の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された <u>監査等委員以外</u>の取締役の任期は、他の現任 <u>の監査等委員以外</u>の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>③ 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>④ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員以外</u>の取締役の中から選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>監査等委員以外</u>の取締役の中から、取締役社長 1 名のほか、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条（取締役会の招集権者及び議長） （条文省略） （新 設）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条（取締役会の決議方法等） （条文省略） ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 26 条（条文省略） （新 設）</p> <p>第 27 条（報酬等） （条文省略） （新 設）</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり） <u>③ 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条（取締役会の決議方法等） （現行どおり） ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 26 条（現行どおり） <u>第 27 条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条（報酬等） （現行どおり） <u>② 前項の規定による取締役の報酬等は、監査等委員と監査等委員以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第 29 条（監査役及び監査役会の設置）</u> <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>第 30 条（員 数）</u> <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>第 31 条（選任方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 32 条（任 期）</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第 33 条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 29 条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 34 条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第 30 条 (監査等委員会の組織)</u> <u>監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u>
(新 設)	<u>第 31 条 (常勤監査等委員)</u> <u>監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第 32 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>第 33 条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>第 34 条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<u>第 39 条 (会計監査人の設置)</u> <u>当社は、会計監査人を置く。</u>	(削 除)
第 40 条～第 41 条 (条文省略)	第 35 条～第 36 条 (現行どおり)
第 42 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 37 条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>当社は、第41期定時株主総会開催日以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

以上